

藤岡市立小野中学校 部活動方針

令和6年度

1 目的

部活動は、学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった人間形成等を図ることを目的に実施する。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

運動部10部、文化部3部を設け、それぞれ顧問教師1名以上、生徒に部長1名、副部長各1名以上をおく。

【運動部】

女子バレーボール部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、女子卓球部、野球部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、陸上競技部、水泳部、体操部、柔道部、新体操部

【文化部】 吹奏楽部、美術部、科学部

(2) 活動日及び活動時間について

① 週当たりの休養日の設定

・週2日以上（平日の月曜日と土・日曜日のいずれか1日）の休養日を設定する。

（詳細は各部活動ごとの活動計画による）

※大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

② 長期休業中の休養日の設定

・長期休業の意義を考慮して、土・日曜日は休養日とするよう配慮する。

・生徒が十分な休養をとれるようにするとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。（詳細は各部活動ごとの活動計画による）

※大会等により、やむを得ず土・日曜日に活動する場合は、代替休養日を確保する。

③ 活動時間

・合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、長くとも平日では2時間程度で活動を終える。学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、3時間程度で活動を終えることとする。

・練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

	4~7	8・9	秋大後	10/1~	10/16~	11・12	1	2/12~	3
朝練開始時刻	なし	なし	なし	7:20	7:20	7:20	7:20	7:20	7:20
完全下校時刻	18:00	18:00	17:30	17:10	16:45	16:30	17:00	17:30	17:30

※部活終了時のミーティングは完全下校時刻の10分前には終了する。

※夏季の平日については、朝練習と放課後練習を合わせると2時間程度を上回ることもあるが、その際には、生徒の健康管理に十分配慮して活動する。

④ 朝練習

・開始前にコロナ対策の健康観察を実施し、顧問の指導のもとに行う。

・校舎の鍵を開ける時間は開始15分前とし、練習は7:50までとする。8:10には教室で制服着用で出席確認を行うこととする。

⑤ 部活動の中止について

- ・中間、期末テスト前は、1・3学期は3日前からテスト終了日の朝練習まで、2学期は2日前からテスト終了日の朝練習までは部活動を中止する。

⑥ 秋季大会以降の部活動延長について

- ・特別延長（9月〔県新人大会に向けて〕～2月）は中体連及び中体連に準ずる大会で、一週間前から30分までとし、保護者の承諾を得ることとする。

3 経費

- (1) 活動に当たる経費を生徒会費から補助する。
- (2) 各部において部費を徴収する場合もある。ただし、集める場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その際、帳簿を作成し、年度末に会計報告をする。監査は保護者代表が行う。

4 部活動への入部・退部

(1) 入部について

本校入学後、部活動に参加を希望する生徒は、以下の手順により手続きを行う。

- ①部活動説明会に参加し、説明を聞く。
- ②体験入部（仮入部）をする。
- ③担任から入部届を受け取る。
- ④必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
- ⑤担任に入部届を提出し、承諾印をもらう。
- ⑥保護者印、担任印の押印された入部届を、生徒が部活動顧問に提出する。

なお、1年生の部活動時間は、入学後の生活リズムを整えることを優先するため、4月中は原則5時までとする。ただし、**中体連春季大会に出場する1年生**についてはこの限りではない。（その場合は、学校指定の様式により、保護者の承諾を得る。）

(2) 退部・転部について

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後、顧問から退部届を受け取り、担任及び保護者承諾の上、承諾印をもらい、顧問に提出する。その際、転部を希望する場合は、担任から入部届を受け取り、保護者の承諾印をもらい、顧問に提出する。

5 参加する大会等の精選

体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

6 部活動運営

(1) 外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、外部指導者を活用する。

ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

(2) 部活動検討委員会について

学校運営協議会委員をもって部活動検討委員会を組織し、練習内容や練習時間、保護者との連携などについて必要に応じて改善策を提案するなど、適切な部活動の実施について協議を行う。

(3) その他

部活動の実施に必要な事項は、「小野中学校部活動確認事項」により定める。